



エコマーク「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」認定基準の制定

公益財団法人日本環境協会（所在地：東京都千代田区、理事長：新美 育文）が運営するエコマークは、新たに「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」認定基準を 4 月 1 日付で制定し、認定を開始しますので、お知らせいたします。

◇No.513「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品 Version1」認定基準について

プラスチックの資源循環や将来のカーボンニュートラル社会の実現との両立を目指す取り組みとして、廃プラスチック等の処理やリサイクルが国内外で注目されています。そのリサイクル手法の一つとして、廃プラスチック等をケミカルリサイクルプロセス（モノマー化、ガス化、油化等）によって化学原料化し、再びプラスチック等の原料として利活用するための技術開発が活発に行われています。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取り組みを一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵であるとされています。化石資源に依存せず、資源や製品を循環的に利用して付加価値を創出する循環経済への移行には、社会全体で廃プラスチック等の太い循環の輪を構築していくことが望ましく、そのソリューションの一つとして廃プラスチック等に含まれる炭素原子などの利活用が有望視されています。

エコマークでは、制度創設から 36 年にわたり、廃プラスチックをマテリアルリサイクルしたプラスチック製品の認定を行ってきましたが、今回の認定基準の策定においては、化学産業における廃プラスチックなどの廃棄物等のケミカルリサイクルによる化学原料化に着目し、「ケミカルリサイクルプラントおよび化学製品」を対象に認定基準の策定を行いました。本認定基準の策定によって、今までマテリアルリサイクルでは原料とすることが難しかった廃棄物等のリサイクルが進んでいくことが期待されます。

<認定基準のポイント>

- ・モノマー化、ガス化、油化等のケミカルリサイクル手法による、プラスチックなどの廃棄物等を化学原料化する「ケミカルリサイクルプラント」および「そのリサイクル由来の化学製品」を認定対象（申込者は、ケミカルリサイクルプラントを有する事業者）
- ・認定基準は、必須項目 11 項目と配慮事項 1 項目から構成

【必須項目】

投入する廃棄物等の受入基準や体制の整備、廃棄物等の化学原料化率、製品ライフサイクル全体の気候変動への影響の評価（代替しようとする化学製品を生産する一般的



なプロセスと比較して増加しないこと)、化学製品のリサイクル材料含有率(または割当率)の適正管理、発生する排出物の再資源化、環境法規等の順守、消費者との環境コミュニケーションの実施、リサイクル由来特性を割り当てた化学製品(マスバランス方式)の環境情報の表示など

【配慮事項(認定の要件とはしないが、配慮することが望ましい項目)】
申込プラントのエネルギー源:再生可能エネルギー・非化石エネルギー等の利用

認定基準に関しては、以下をご確認ください。

認定基準: <https://www.ecomark.jp/nintei/513.html>

エコマークについて

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989 年に創設され、公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる製品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

2025 年 3 月時点で、認定商品数は約 53,807 点、認定取得企業は 1,489 社です。

「エコマーク」は、公益財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマーク事務局ウェブサイト: <https://www.ecomark.jp/>

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課 担当:大澤

E-mail: info@ecomark.jp Tel: 03-5829-6284

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5F

